

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：関東建設工業株式会社

(法人番号4070001018972)

業者の住所：群馬県太田市飯田町1547OTAスクエアビル7F

2. 指名停止措置期間：令和7年9月8日から令和7年10月7日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管轄区域（神奈川県、山梨県及び静岡県）

4. 事実概要：

上記有資格者の営業部長は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬両県警の合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号イ（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。） ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内